

ひろしまサンドボックス・プロスポーツの新たな応援スタイル構築実証業務 仕様書

1 業務名

ひろしまサンドボックス・プロスポーツの新たな応援スタイル構築実証業務

2 業務目的

スポーツは、県民に夢と希望を与え、勇気づける力を持っているが、新型コロナウイルス感染拡大によって、県民はスポーツに触れ合う機会が減少している。このため、本県が誇るプロスポーツと連携し、デジタル技術を活用した新たな応援スタイルを構築することにより、プロスポーツチームの新たな収入源を確保し、スポーツを盛り上げるとともに、県民を勇気づけることを目的とする。

3 業務期間 契約締結日から令和3年3月31日とする。

4 提案者

ひろしまサンドボックス・プロスポーツ新たな応援スタイル構築実証業務（以下「本業務」）の提案者は、ひろしまサンドボックス推進協議会（平成30年5月17日設立。以下「協議会」という。）に加入する民間企業、大学、研究機関、NPO法人、個人事業主等の中からコンソーシアム（団体）を組織し、これを応募単位とする。なお、当該コンソーシアムの中から、広島県と委託契約を締結する代表機関又は代表者（以下「事業代表者」という。）を1者とする。

5 業務内容

次の（1）（2）に記載する事項を踏まえた内容を企画することとする。なお、本業務の開始にあたり、実施内容の詳細に係る打ち合わせを行うこととし、詳細は別途協議により決定する。

（1）主な内容

ア プロスポーツの新たな応援スタイルの構築

県民にとって、新型コロナウイルス感染拡大におけるプロスポーツの新たな応援スタイルの構築や感染症の拡大に留意した社会情勢における広島発の新たなソリューションの創出を目指すこと。

イ 県内プロスポーツの活用

本県が誇る各プロスポーツの課題に対応した施策とすること。なお、活用するプロスポーツチームは公募型プロポーザルの提案の前に、受託者側で調整すること。

ウ 収入確保策の検討

本業務に対する提案がプロスポーツチームの新たな収入確保策を目指すものとし、本業務の実証内容を踏まえ、提案の対象となるプロスポーツチームが自律して実施可能なモデルを目指すこと。

エ IT技術の活用

実証実験の実施においては、提案者又は提案者と共同で提案しようとする協議会の会員が持つ最新のIT技術を活用すること。

オ スポーツアクティベーションひろしま（SAH）との連携【任意】

広島県が設置しているスポーツアクティベーションひろしま（SAH）を巻き込み、波及効果が残るものを目指すこと。

（2）計画

業務内容の実証事業を実施するにあたって、事業計画を提案すること。その際に、実証事業に必要な経費について、概算を明記すること。

6 参加資格

本事業の公募プロポーザルに参加するにあたり、コンソーシアムが次に掲げる事項をすべて満たすこと。

(1) 事業代表者

事業代表者が、本事業公告のうち、「2 公募型プロポーザル参加資格」に掲げる参加資格を満たすこと。

(2) 構成員数

協議会に加入する民間企業、大学、研究機関、NPO法人、個人事業主等が2者以上参加するコンソーシアムであること。また、そのうち1者以上は、広島県内に本社又は主たる事務所を有する者を含むこと。

(3) 実証実験場所

提案する実証実験を実施する主たる場所が広島県内であること。

7 委託費

(1) 委託費の扱い

委託費は、委託契約に係る契約書に定められた用途以外への使用は認められない。

なお、採択された提案に係る予算計画書等は、必要に応じて契約時までに実施機関と広島県との間で調整のうえ、内容の修正を行うことがある。事業の途中で大幅な予算計画の変更が必要な場合、広島県の承諾が必要となる。また、委託費は委託事業終了後に受託者の実績報告書等の提出を受け、委託金額を確定した後、精算払いにより速やかに支払われる。但し、広島県が必要であると判断した場合に限り、事業実施中の概算払いも認められる。

(2) 委託費の内容

委託費の対象となる経費は次に掲げるものとする。

ア 設備備品費

委託事業の実施に直接必要な物品をリース・レンタルにより調達する場合に要する経費（委託事業のために直接必要であって、委託先又は第三者所有の実験装置、測定機器その他の設備、備品等の使用料）。

※資産性のある物品（取得価格10万円以上）の購入に要する経費は、原則認められない。

イ 消耗品費

委託事業の実施に直接必要な物品（取得価格が10万円未満又は使用可能期間が1年未満のもの）の制作又は購入に係る製造原価又は購入に要する経費。

ウ 人件費

実施計画書に登録している、コンソーシアムの実施主体に所属する実証担当者の人件費。

エ 謝金

委託事業の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等（シンポジウム、セミナー、ワークショップを含む）の開催や運営に要する委員等（講演依頼を行う外部講師を含む）への謝金。又は個人による役務の提供者への謝金。

オ 旅費

委託事業の実施に直接必要となる出張等での、実証担当者の旅費（交通費、日当、宿泊費）

であって、委託先の旅費規程等により算定された経費。

カ 委員等旅費

委託事業の実施に直接必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等（シンポジウム、セミナー、ワーキング・グループを含む）の開催や運営に要した委員等旅費（交通費、日当、宿泊費）であって、委員会が定めた委員等旅費規程等により算定された経費。加えて、委員会の委員が委託事業の実施に直接必要な調査に要する、旅費（交通費、日当、宿泊費）、学会参加費、その他経費等の委員調査費であって、委員会で定めた委員等旅費規程等により算定された経費。

キ その他

（ア） 外注費、保守費、改造修理費

委託事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注に係る経費（業務請負費（ソフトウェア外注費含む）、保守費及び改造修理費）。

（イ） 印刷製本費

委託事業の実施に直接必要な資料、成果報告書等の印刷、製本に要した経費。

（ウ） 会議費

委託事業の実施に直接必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等（シンポジウム、セミナー、ワーキング・グループを含む）の開催や運営に要する会議費、会場借料、消耗品費、資料作成費、その他の経費。

（エ） 通信運搬費

委託事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料、及び機械装置等運送費等。

（オ） 光熱水費

委託事業の実施に直接使用する機器等の運転等に要する電気、ガス及び水道等の経費。

（カ） その他（諸経費）

委託事業の実施に直接必要な設備、施設使用等に要する経費。また、委託事業の実施に直接必要なものであって、他項に掲げられた項目に該当しないが、特に必要と認められる経費。

ク 一般管理費

上記のアからキまでに掲げる経費の総額の10%以内の額。

8 報告及び評価

（1） 中間報告

受託者は、広島県に委託事業の進捗状況等を記した中間報告書を提出及び県が主催するヒアリングへ応じなければならない。中間報告書は、広島県のホームページ等で公開する場合がある。中間報告書の提出期限等の詳細は、別途指示する。

（2） 成果報告

受託者は、広島県に委託事業の成果等を記した成果報告書を提出及び県が主催するヒアリングへ応じなければならない。また、成果報告書をもとに、広島県において終了評価を行う。評価に際しては、追加資料の提出等を求める場合がある。なお、成果報告書は、広島県ホームページ等で公開する予定である。

成果報告書の提出期限は、3月を予定するが、詳細は別途指示する。提出部数は、正本（1部と、電子媒体（CD-R又はDVD-R又はUSBメモリ）を合わせて提出する。

(3) その他

上記報告のほか、広島県の求めに応じて、適宜進捗を報告及び県のプロモーション事業へ協力すること。

9 スケジュール

委託事業の実施スケジュールは、概ね以下を想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

令和2年11月上旬：選定委員会開催、委託先候補の決定

令和2年11月下旬：契約条件の調整、委託契約の締結

令和3年1月中旬：中間報告書の提出

令和3年3月上旬：成果報告書の提出・評価会の開催

令和3年3月末頃：実績報告書の提出

10 成果の帰属等

(1) 成果の帰属

本業務に得られた成果の帰属について、別途協議する。ただし、受注者が従前より有する著作物あるいは第三者の著作物については、受注者あるいは第三者に帰属するものとする。

受注者は、本業務の実施のために必要な受注者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題等が生じた場合、受注者の責任により対処するものとする。

(2) 権利の帰属

実証期間中に知的財産権が発生した場合、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）に基づき、一定の条件の下で所定の手続きにより、当該知的財産権を受託者側に帰属させることが可能である。

(3) コンソーシアム内における知的財産権の取扱い

知的財産の発明者が複数に渡る場合などにおいて、特許権利者、持ち分割合、費用負担などについてあらかじめコンソーシアム内で取り決めを行うことを推奨する。

11 契約に関する条件等

業務委託契約約款及び個人情報取扱特記事項に記載するほか、次の内容を遵守すること。

(1) 業務の履行

受注者は、県と定期的な連絡調整を行いながら円滑に業務を実施すること。また、疑義や事故等が発生した場合は速やかに報告・協議して適切な対応をとること。

なお、本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については両者協議の上、これを解決するものとする。

(2) 再委託

受注者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県があらかじめ承諾したときは、この限りではない。

また、県により再委託が承諾されたときは、受注者は再委託先に対して、本業務に係る一切の業務を順守させるものとする。

(3) 完了検査及び委託料の精算

受注者は、業務を完了した日又は業務期間終了後 10 日以内に実績報告書（委託業務実施報告書及び経理書類一式）を提出すること。なお、委託料は、経理書類に基づき算出される実績額を契約額の範囲内で確定し、精算する。